第4次名寄市地球温暖化防止実行計画 (事務事業編)

令和4年2月

名 寄 市

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「法」という。)第21条に基づき、地方公共団体は、当該地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下、「本計画」という。)を策定するものとされています。

本計画は、地域内における規模の大きな事業者・消費者である名寄市が自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制に取り組むことで、我が国の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与するものです。また、本市が率先して計画を実行することで、市民及び事業者の意識の高揚を図り、自主的かつ積極的な取組を促すことを期待するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、第1次から第3次計画の期間と同じく、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

3 基準年

本計画における温室効果ガス排出量の基準年は、令和2年度とします。

4 計画の範囲

本計画の対象範囲は、名寄市役所の全事業拠点の事務及び事業とします。

【直営施設以外の対象範囲の考え方(例)】

組織	対象の有無	根拠	備考
指定管理者制度施設	対象	指定管理者に施設運営を委託している場合であって も、施設の所有権は、市に あるため対象となる。	省エネ法における特定 事業者である地方公共 団体は、指定管理者制度 施設も管理の対象とし なくてはならない。
委託する事務 事業	対象外	指定管理者制度施設を除 き、外部に委託する事務事 業は対象外とする。	例えば、公共工事や各種 調査業務の委託等。

組織	対象の有無	根拠	備考
無人施設	対象	職員が常駐しない施設であっても、自ら事務・事業(管理)を行う場合には対象となる。	例えば、公園、公衆トイ レ、街路灯、ポンプ場、 電気室等。
水道事業下水道事業	対象	当該地方公共団体によって 所管される下水道事業は、 当該地方公共団体に帰属す るため、対象となる。	当該事業を一部事務組 合で行う場合は、一部事 務組合の対象となる。
庁舎の管理を 外部に委託し ている施設	対象	庁舎の設備・機器等の保守 管理等を委託した場合であっても、エネルギーを直接 使用するのは市であるため 対象となる。	

5 対象とする温室効果ガス

法に定める7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO2)の排出抑制のための取組を推進していきます。

参考 「温室効果ガスの種類」

温室効果ガスの種類	人為的な発生源	
二酸化炭素(CO2)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。 排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
一酸化二窒素 (N2O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される 二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカ ーボン(HFCs)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約 140~11,700 倍の温室効果がある。	

温室効果ガスの種類	人為的な発生源
六ふっ化硫黄 (SF6)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。
三ふっ化窒素 (NF3)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。
メタン (CH4)	燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約21 倍の温室効果がある。
パーフルオロカーボ ン(PFC s)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。 二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500~9,200倍の温室効果がある。

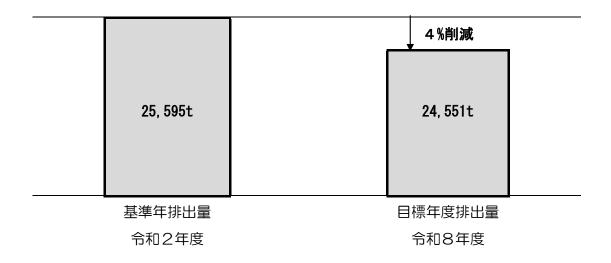
第2章 温室効果ガス排出量の目標

1 基準年度における温室効果ガス排出量の状況 基準年令和2年度における温室効果ガス排出量は次のとおりとなっております。

温室効果ガスの種類	内 訳	排出量(t -CO2)
	電気	12,961
	A重油	10,295
二酸化炭素	灯油	1,494
(CO ₂)	軽油	379
	ガソリン	229
	LPG	237
숨 計		25,595

2 削減目標

令和8年度の当市が実施する事務事業に係る CO2の排出量を、令和2年度(基準年)に対し、4%削減することとし、温室効果ガスの排出量削減のための個別目標を次のとおり定めます。



3 温室効果ガス別削減目標

		令和2年度 CO2 排出量	削減率	削減数値	令和8年度 CO2 排出量
二酸化	炭素 t-CO2	25,595	4%	▲ 1,044	24,551
	電気	12,961	6%	▲ 778	12,183
	A重油	10,295	2%	▲206	10,089
	灯油	1,494	2%	▲ 30	1,464
	軽油	379	5%	▲ 19	360
	ガソリン	229	5%	▲ 11	218
	LPG	237	0%	0	237

第3章 取組内容

1 職員共通の取組

目標に向けて我慢しながら必死に頑張るのではなく、職員・職場の条件に合った取組を実践し、温室効果ガス排出量削減を目指します。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容	
	・ 空調設定温度・湿度の適正化	
空調	・ 使用されていない部屋の空調停止	
	・ クールビズ、ウォームビズの促進	
給排水·給湯	・ 冬季以外の給湯供給期間の短縮	
P200	・ 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯	
照明	・ 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯	
昇降機	・ 職員については、荷物搬入時の必要時以外の使用不可	
事務機器	・ 使用しない時間帯における電源の遮断	
公用車	・ エコドライブの推進 ・ 公用自転車利用の促進	

【省資源の推進】

項目	取組内容	
	・両面コピー、裏面利用の徹底	
用紙類	・ 資料の共有化や簡略化	
	・ 庁内LANシステム利用による、庁内文書のペーパレス化	
	・排出ゴミの分別促進、資源化促進	
廃棄物	・ 割り箸・紙コップ使用自粛(マイカップ等利用促進)	
リサイクル	・ 封筒、ファイルなどの再利用促進	
	・ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進	
物品購入	・ グリーン購入の推進	

2 庁舎・施設管理等の取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮します。設備の導入、更新については、次の取組を推進します。

【庁舎等の設備・機器の導入、更新に関する取組】

項目	取組内容
	・ エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
	・ 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新
	・ ヒートポンプシステムの導入
劫心石	・ ポンプ台数制御システムの導入
熱源	・ ポンプの可変流量制御システムの導入
	・ 熱源機の台数制御システムの導入
	・ 大温度差送風・送水システムの導入
	・ 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
	・ 空調対象範囲の細分化
	・ 可変風量制御方式の導入
空調	・ ファンへの省エネベルトの導入
三元 7,0	・ エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
	・ 全熱交換器の導入
	・ スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	・ エネルギー損失の少ない変圧器への更新
文文电	・ デマンド制御の導入(ピーク電力の削減)
	・ 高周波点灯形(Hf)蛍光灯への更新
	・ 照明対象範囲の細分化
照明	・ 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新
נפאת	・ 人感センサーの導入
	・ 高効率ランプへの更新
	· LED照明への更新
昇降機	・ インバータ制御システムの導入
) P++ NN	・ 人感センサーの導入
建物	・ 高断熱ガラス・二重サッシの導入
その他	・ 太陽光パネル等、再生可能エネルギー導入

第4章 計画の推進

1 推進体制

本計画を実施、推進していくためには、その推進体制の整備を図るとともに、計画の進捗状況を把握、点検し評価することが重要となります。そこで、本計画の実施に当り、名寄市地球温暖化防止実行計画推進委員会を設置します。

(1)市長

本計画の策定、実施の決定者として、地球温暖化防止実行計画推進委員会からの報告を受け、実行計画の進捗状況、推進方法の点検、評価を行い、本計画の策定、見直し等を決定し、指示、指導を行います。

(2) 地球温暖化防止実行計画推進委員会

本委員会は、実行計画の進捗状況、推進方法の点検、評価を行い、市長に報告します。また、市長の指示のもと、本計画の策定、見直しを行います。構成メンバーは次のとおりとします。

委員長	副市長
副委員長	教育長、総合政策部長、市民部長
委員	部長職

(3) 地球温暖化防止実行計画推進専門委員会

本委員会は、地球温暖化防止実行計画推進委員会の指示のもと、所属職員の地球温暖化防止の取り組みを指示、監督します。

委員長	市民部長
委員	公共施設を所管する課長職のうち、市民部長が指名するもの

(4) 職員

専門委員の指示のもと、地球温暖化防止の取り組みを行います。

(5) 地球温暖化防止実行計画推進事務局

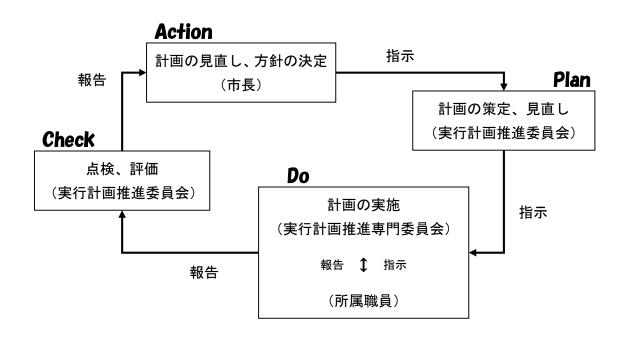
事務局を総合政策部総合政策課及び市民部環境生活課におきます。温室効果ガス排出状況を調査、分析し、実行計画推進委員会、専門委員会へ報告します。また、地球温暖化防止を含めた環境情報の収集を行い、職員への提供を行います。

2 点検

事務局は、毎年度、電気、燃料等温室効果ガス排出源の使用状況を調査し、地球温暖化防止計画推進委員会へ報告します。

3 評価

事務局からの報告に基づき、地球温暖化防止実行計画推進委員会において、地球温暖化防止の取り組み状況や、数量的目標の達成状況を総合的に点検、評価します。また、総合的な点検、評価の結果に基づき、必要に応じて取り組み内容の改善、本実行計画の見直しを行います。



4 公表

本計画の実施・進捗状況等について、ホームページで公開、また「公害の現状と対策」等への掲載により、毎年度公表します。